# CPD (継続教育) ガイドブック(第3版)



令和7年4月

一般社団法人 全日本建設技術協会

# 目次

# はじめに

(1	CPD(継続教育)制度の概要 ····································
( 1	CPD制度の利用方法 ····································
( 1	CPD記録の自己登録・閲覧
(1	CPD記録登録の承認・証明
(1 (2 (3 (4	各種手続きについて ····································
(1	美務経歴記録機能について

〔参考資料 1〕
【プログラムの対象教育分野】30
【教育形態】
【CPD単位と重み係数】
【推奨取得単位数】
別表一1 プログラムの対象教育分野
別表-2 教育形態とCPD単位
【プログラムの認定について】
〔参考資料2〕
【CPD制度に関するQ&A】36

## はじめに

公共事業を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正(令和6年6月19日最終改正)・施行され、一般社団法人全日本建設技術協会(以下「全建」という。)の会員の多くを占める公務員技術者にとっては、発注者としての責務がより一層明確になり、それを適切かつ確実に実施することが求められることになりました。

また、一方では、公共工事及び業務の発注時の総合評価落札方式等において、配置予定技術者のCPD(継続教育)の実施が評価項目として採用されるなど、受注者側にとっても公共事業の変化に対応した新しい技術や知識の継続的な取得、各個人の持つ技術水準の維持・向上に努めることを求められるようになってきました。

さらに、今後の大きな課題となっている社会資本の維持管理・点検においても、民間資格の 公募・認定という動きの中で、CPDがその重要性を増してくることが予想されます。

こうしたことから全建では、社会資本整備における計画から維持管理まで、全ての段階に携わる建設技術関係者の技術・知識の維持・向上を支援するため「CPD(継続教育)制度」を創設しました。

このガイドブックは、CPD制度の概要、Webシステムを利用したCPD記録の登録方法などについて紹介をするものです。

# 1. CPD (継続教育) 制度の概要

#### (1)目的

全建の「CPD(継続教育)制度」は、社会資本整備における計画から維持管理に至るまで、それらに携わる建設技術関係者が様々な教育プログラムを通して、公共事業の変化に対応した新しい技術・知識の取得や各自の保有する技術水準の維持・向上に資することを目的として平成28年3月より運用を開始しました。

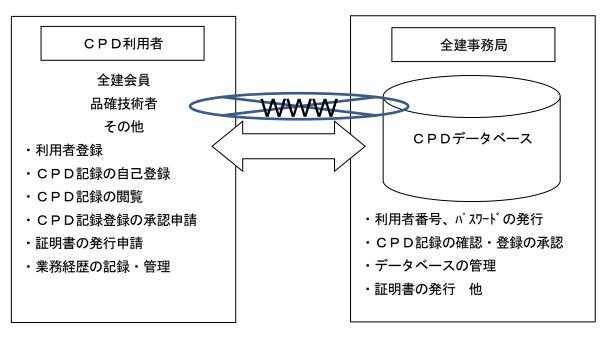
# (2) 対象者

全建会員をはじめ、社会資本整備・管理に携わる建設技術関係者を広く対象とし、利用者 登録をすることで利用することができます。

#### (3) 特徴

一般的な教育分野以外に「入札・契約」や「設計積算」「監督・検査」等、独自の分野を 取り入れ、教育形態についても「発注関係事務の実務経験」等を取り入れています。(P 31,32 参照)

#### 全建CPDシステム



## 2. CPD制度の利用方法

#### (1) CPD利用者登録

「CPD(継続教育)制度」を利用するためには、「CPD利用者」として登録をする必要があります。

利用を希望される方は、「CPD利用者登録申請書」(様式-1)を全建ホームページより ダウンロードしてもれなく記入の上、所定の登録料・利用料の振込みを証明するもの(ATM等の控えのコピー等、表-1の区分③以外は不要)を添付して全建事務局CPD担当宛(電子メール:zkcpd@zenken.com)にPDFファイル等で送付(または、郵送可)することにより、「利用者番号」と「パスワード」が通知(メール)されます。それにより、Webシステムを利用することが可能になります。(※送付先、振込先は、P22の「各種料金の振込先等」をご覧ください。)

#### (2) 利用者登録料・利用料

利用者登録料及び利用料は、下表のとおりです。

表-1 СРD利用者登録料及び利用料(税込)

区分	利用者登録料	利用料(年額)
①全建会員(正会員·特別会員)	無料	無料
②公共工事品質確保技術者(I)(Ⅱ)**	無料	無料
③一般 (上記①②以外)	1,000円	3,000円

#### ※全建の「公共工事品質確保技術者制度」における資格試験に合格・登録し、登録有効期限内であること。

なお、一度納付された利用者登録料・年間利用料は、途中で利用を中止した場合でもお返 しすることができません。

#### 【利用料等について】(表-1、「③一般」の利用者)

利用料は、利用者登録申請を行った月の翌月から発生し、直近の3月までの分を利用者 登録料とともにお支払いください。利用料の年額を12で割った額に直近の3月までの月数 を掛けた額が初年度利用料額となります。

#### 【例】11月に利用者登録をする場合

[年間利用料] 3,000円/12 = 250円 × 4 = 1,000円(初年度利用料額) 初年度利用料1,000円 + 利用者登録料1,000円 = **2,000円** 

利用者登録時の支払い金額

なお、次年度分につきましては、登録後最初の3月初旬までに請求書をお送りいたしますので、3月末までにお振り込みください。(お振り込みがない場合、3月末で利用が停止されます。)また、料金区分が変更になった場合(入会・退会、品確試験合格登録・登録抹消等)は、変更届けを提出するか、メール等でご連絡ください。

# 3. CPD記録の自己登録・閲覧

CPD利用者登録が完了すると全建から発行された利用者番号とパスワードでWebシステムにログインすることでCPD記録を自己登録・閲覧できます。

(1) CPD記録の自己登録(仮登録)

以下の手順で利用者がCPD記録を自己登録することができます。

※自己登録は「仮登録」であり、「承認」を経て正式に「登録」された記録となります。



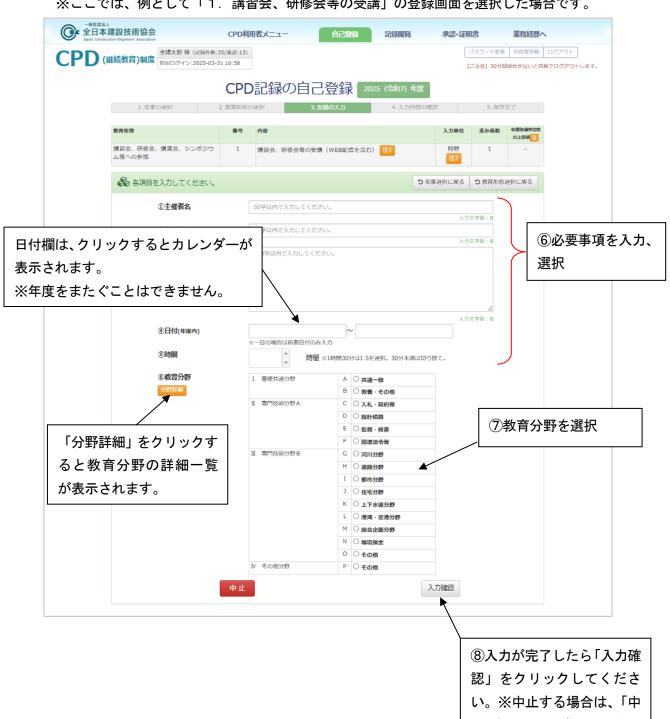


※ログイン後、30分以上放置しますと自動的にログアウトしてしまうので、ご注意ください。





「注」は、クリックすると 内容が表示されます。画 面をクリックすると閉じ ます。 ※ここでは、例として「1. 講習会、研修会等の受講」の登録画面を選択した場合です。



止」をクリックすると入力内 容は破棄され、教育形態の選 択画面に戻ります。



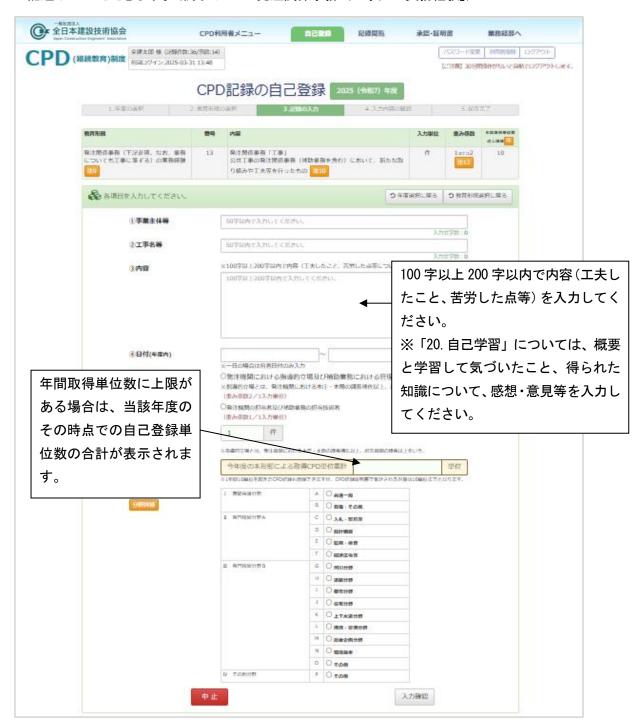
「中止」をクリックすると入力内 容は破棄され、教育形態の選択画 面に戻ります。



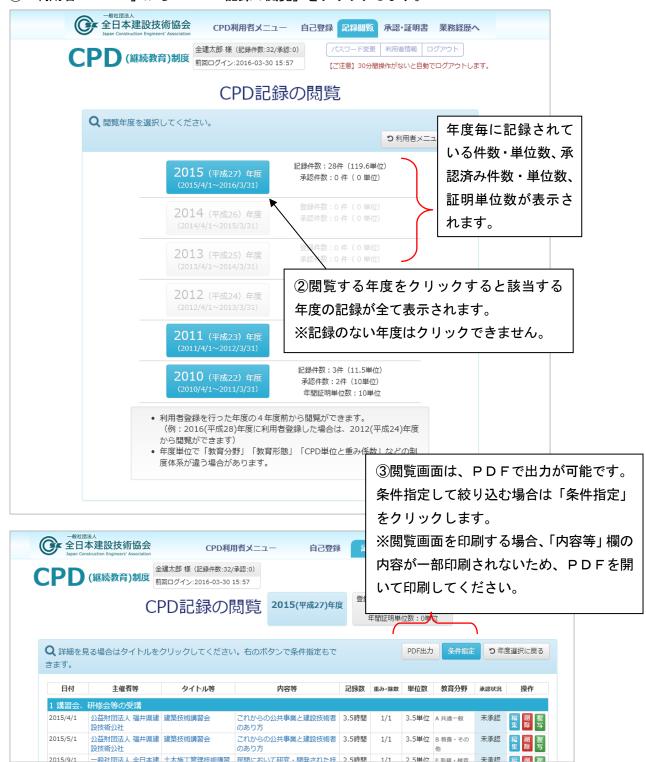
⑩「CPD記録が保存されました」と表示が出たら完了です。続けて自己登録する場合は、「同じ教育形態を続けて自己登録する」「別の教育形態を選択する」「別の年度を選択する」の中から該当するものを選んでください。終了する場合は、「利用者メニューに戻る」をクリックすると「利用者メニュー」画面に戻ります。

# 【学習内容の入力について】

教育形態の「13.14.発注関係事務の実務経験」「20.自己学習」については、その内容について記述していただきます。(例示は「13.発注関係事務(工事)の実務経験」)



- (2) CPD記録の閲覧・編集
- 利用者メニュー」から「CPD記録の閲覧」をクリックします。



# 【記録の削除・複写】

記録を削除する場合は、「操作」欄の「削除」ボタンをクリックしてください。

「複写」ボタンをクリックすると既存内容が複写された編集画面が開き、別の記録として編集することができます。類似記録を自己登録する際に入力の手間を省くことができます。





## 4. CPD記録登録の承認・証明

(1) CPD記録登録の承認

全建がCPD利用者によって自己登録されたCPD記録の確認を行い、適切と判断した記録について、正式に「登録」されたCPD記録として「承認」します。

- ・「CPD記録の閲覧」画面で「承認状況」欄の表示が「未承認」のものは、全建による 記録の確認・登録の承認が済んでおりません。「承認済」にするためには、「利用者メ ニュー」の「記録登録の承認・証明書発行」から「記録登録の承認申請」(有料、P15 表-2参照)を行ってください。
- ・「記録登録の承認申請」を行いますと、記録の確認を行うためにプログラム主催者、所属先、ご本人等に連絡をすることがありますので、ご了承ください。 (※その際にプログラムへの参加を証明するエビデンスの提出を求めることがあります

ので、必ず保管をしていただくようお願いします。) なお、「**承認済」及び「承認申請** 中」**の**記録は修正・削除することができなくなります。

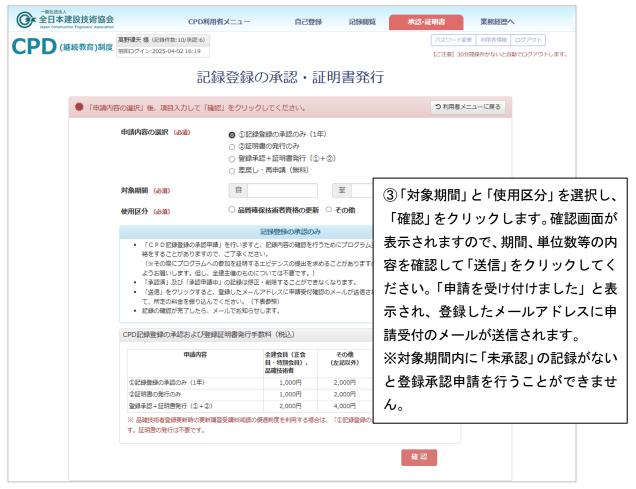
#### [承認申請の手順]

① 「利用者メニュー」から「記録登録の承認・証明書発行」をクリックします。



#### ■記録登録の承認時における注意事項

- ①記録登録の承認は手数料入金の確認後、**基本的に2週間程度の期間を要します**。 繁忙期には1か月以上かかることもありますので、時間の余裕をもって申請してください。 ※承認に期限を設けることはできません。
- ②<u>記録登録の承認については、申請日を起算日とした過去1年間の記録が対象となります。</u> それ以前の記録に対して承認は行いません。但し、利用者登録初年度に限り、それ以前の記録 に対する承認を可能とします。(申請は、1年度単位で行う)
- ※品確技術者の登録更新時の申請については「更新の手引き」をご覧ください。



- ④メールの内容に従って、所定の料金を振り込んでください。(表-2参照)記録の確認が完了 しましたら、メールでお知らせします。
- ※品確技術者の更新で利用する場合は、料金を更新講習受講料と併せて振り込みできます。

表-2 CPD記録の登録承認及び登録証明書発行手数料(税込)

申請内容	全建会員(正会 員・特別会員)、 品確技術者	その他	備考	
記録登録の承認のみ(1年)	1,000円	2,000円	記録の確認・承認のみ	
証明書の発行のみ	1,000円	2,000円	承認済みの記録に限る	
登録承認+証明書発行	2,000円	4,000円	承認と証明書同時申請	

※品確技術者登録更新時の更新講習受講料減額の優遇制度を利用する場合は、「記録登録の承認のみ」となります。証明書の発行は不要です。

#### (2) CPD記録登録証明書の発行

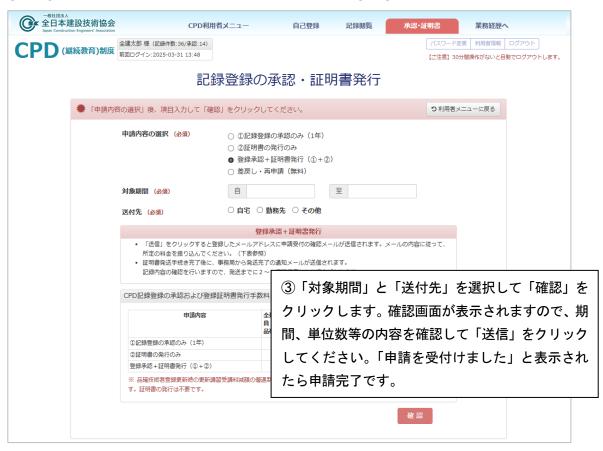
利用者は、CPD記録登録の証明が必要な場合は、Webシステムから申請を行うことができます。証明書の発行は有料です。

Webシステムでの申請方法は、以下のとおりです。

① 「利用者メニュー」から「記録登録の承認・証明書発行」をクリックします。



② 「②証明書の発行のみ」か「登録承認+証明書発行(①+②)」を選択します。



④登録したメールアドレスに申請受付のメールが送信されます。P22 に記載の振込先に所定の料金(P15 表-2参照)を振り込んでください。(申請受付のメールにも振込先を記載しています。)入金の確認後、証明書を郵送します。なお、事前に「利用者メニュー」から「利用者情報の確認」で送付先住所を確認しておくことをお勧めします。

※「証明書の発行のみ」の申請を受付けた場合、「承認済」でないCPD記録については、 証明書に反映されません。

※「承認済」であっても年間取得単位に上限がある教育形態の記録については、上限を超 えた分の単位は証明書に反映されませんのでご注意ください。

※CPD記録の「登録承認」と「証明書の発行」申請を同時に行う場合は、記録内容の確認を行いますので、発送までに2~3週間程度かかることがあります。証明書の発行について期限を指定することはできませんので、ご了承ください。

#### (3) CPD記録登録承認の再申請

CPD記録登録の承認申請の結果「差戻し」となった記録については、全建からの指摘事項等を修正の上、再申請することができます。

※再申請については、承認手数料は無料です。

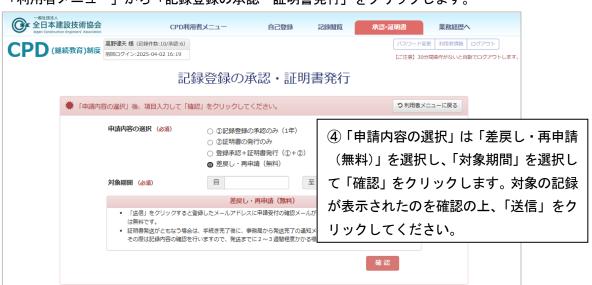
# 〔再申請の手順〕



※記録の「タイトル等」欄などをクリックした場合は、表示された詳細画面右下にある「編集」ボタンをクリックすることで編集可能となります。



③ 「利用者メニュー」から「記録登録の承認・証明書発行」をクリックします。



※記録登録の再申請の際、対象期間内に「差戻し」の記録がない場合、申請できません。

# CPD 記録登録証明書イメージ

(様式-2)

発行番号: -

# CPD記録登録証明書

利用者番号:

貴殿が登録されたCPD記録は、下記のとおりであることを証明します。

取得CPD単位: 単位

対象期間: 年 月より

年 月まで

# 教育分野別CPD単位

教育分野	記 号	単 位
I 基礎共通分野	$A\sim B$	
Ⅱ 専門技術分野 A	$C \sim F$	
Ⅲ 専門技術分野 B	G~O	
IV その他分野	P	
승 計	_	

# 教育形態別CPD単位

教育形態	番号	単 位
講習会、研修会等への参加	$1 \sim 3$	
論文等の発表	4~8	
内部研修	9	
技術指導	10~12	
発注関係事務の実務経験	13~14	
その他	15~20	
合 計	_	

年 月 日

一般社団法人 全日本建設技術協会 会 長

# 5. 各種手続きについて

(1) パスワードの変更

利用者登録時に発行されるパスワードはシステムによって自動的に付与されるものです。パスワードは利用者本人が任意のものに変更することができます。

① Webシステムにログインして「利用者メニュー」から「パスワードの変更」をクリックします。



②利用者番号と利用者名が表示されますので確認の上、現在のパスワードと新しい任意のパスワード(半角英数小文字4文字以上8文字以内)を入力して「変更」をクリックしてください。「パスワードの変更が完了しました」と表示され、登録されたメールアドレス宛にも通知メールが送信されます。 ※パスワードは、利用者自身で管理してください。パスワードを忘れてしまった場合は、ログイン画面の「※パスワードをお忘れの方」からパスワードの再発行を行ってください。



#### (2) 利用者情報の確認

利用者は、登録されている利用者本人の情報(現住所、勤務先等)を確認することができます。Webシステムにログインして「利用者メニュー」から「利用者情報の確認」をクリックすると登録されている情報が表示されます。



## (3) 登録情報の変更

利用者は、転居や転職・退職等により登録されている情報に変更が生じた場合には「CPD利用者登録事項変更申請書」(様式-3)を全建事務局宛に提出(電子メール又は郵送)してください。

※メールアドレスはWebシステムで利用者自身が変更可能です。

※利用者の内、全建会員の方で退職等により全建を退会した方は、必ず全建事務局までご連絡ください。

# (4) 利用者登録の抹消

利用者が制度の利用を中止する場合は、「CPD利用者登録抹消申請書」(様式-4)を全建事務局宛に提出(電子メール又は郵送)してください。

# (5) 各種料金の振込先等

各種手数料等の振込先は以下のとおりです。

※振込手数料は利用者の負担となります。

# 【郵便振替の場合】

口座番号:00150-1-4928

口座名義:一般社団法人 全日本建設技術協会

※通信欄に「CPD」と入れてください。

#### 【銀行振込の場合】

銀行名·支店名:三菱UFJ銀行赤坂見附支店

口座番号:(普通)0378249

口座名義:一般社団法人 全日本建設技術協会

シャ) ゼンニホンケンセツギジュツキョウカイ

各種申請書類の送付先は以下のとおりです。

#### 【郵 送】〒107-0052

東京都港区赤坂3-21-13 キーストーン赤坂ビル7階 一般社団法人 全日本建設技術協会 CPD担当

【電子メール】zkcpd@zenken.com

# 6. 業務経歴記録機能について

全建のCPDWebシステムでは、利用者が自身の業務経歴を記録しておくことができる機能を無料で提供しています。CPD利用者自身が機能の範囲内で自由にルールを決めて使用していただくことが可能です。利用方法は、以下のとおりです。

※「業務経歴記録機能」はCPD利用者が自身の業務経歴を記録するためのサービスとして 提供している機能であり、記録内容について全建が管理・証明するものではありません。

# (1)業務経歴の入力

①Webシステムにログインして「利用者メニュー」から「業務経歴記録へ」をクリックすると、「業務経歴記録一覧」の画面が表示されます。(初期画面では記録が無いため、記録の表示はありません。)

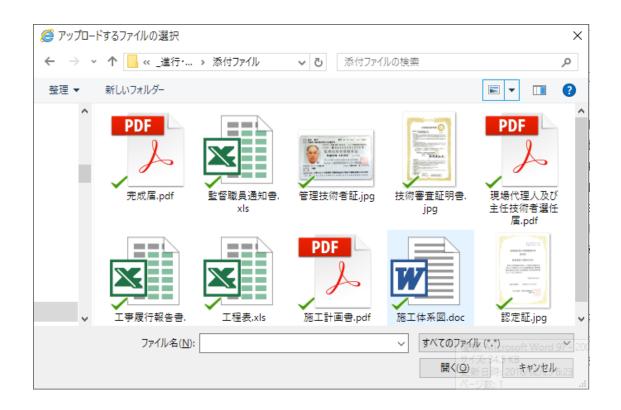




# 【ファイルの添付】

「業務経歴の入力」では、各種文書のPDFファイルや写真データ等を保存することが可能です。「ファイル添付」の「参照」から保存するファイルを選択し、「開く」をクリックしてください。

※保存できるファイルの容量には制限があります。できるだけ小さいサイズで保存してください。(1つの記録に3ファイルまで、1ファイル最大5MBまで)



③必要事項を選択・入力し「入力確認」をクリックします。

※「業務経歴の入力」では、未入力の項目があってもそのまま保存が可能です。

学全日本建設技 Japan Construction Enginee 業務経歴の	rs' Association	業務経歴記録	見	業務経歴の入力	パスワード変更	用者メニューへ   利用者情報   ログアウ    対限者情報   ログアウ
		業務経	歴の入力	(確認)		
	1.業務経歴記録の	入力	2.入力内容の確	77 No.	3.保存完了	7
<b>&amp;</b> ₽	録内容を確認して	こください。			設置で	の入力に戻る
	期間	2015-04	-01	~ 2016-02-29		
	所属	全日本建設技術協	숲			
	役職	事業課長				
	業務区分	☑1.道路 □5.夕ム □9.港湾 □13.公園・造園 □19.廃棄物処理 □23.機械 □27.農業土木 ☑1.計画関係 □5.設可関係 □9.景幌・環境影響	☑2. 桶梁 ☐6. 海岸 · 海洋 ☐10. 空想 ☐14. 国土計画 · 地計画 ☐20. 土地造成 ☐24. 電気電子 ☐28. 横新的分野 ☑2. 調査 ☐6. 研究 ☐10. 防災關係	3.トンネル	16.交通運輸計画 118.下水道 122.建築・営繕 126.水産土木	
の入力に戻る	業務内容 場所 備考	協働(コミュニケー 全建環状道路	ーション行政)が重要	小ら透明性や公平性を育 でである。	19年1日 地域住民との	保存ボタン
ン	り記録の入	力に戻る キャンセル			保存	

④入力した内容が表示されますので内容を確認し、よろしければ「保存」をクリックしてください。修正する場合は、「記録の入力に戻る」をクリックしてください。

「記録が保存されました。」と表示され、記録の入力が完了です。続けて入力をする場合は、「業務経歴記録を続けて入力する」をクリックしてください。終了する場合は、「記録ー覧に戻る」をクリックすると「業務経歴記録ー覧」の画面に戻ります。

- (2) 業務経歴の表示切り替え等(表示の並べ替え、条件指定検索)
- ①「業務経歴記録一覧」の画面で、「分野別」「区分別」のボタンをクリックすることで、表示を切り替えることができます。また、「条件指定」をクリックすると絞り込んで表示することもできます。



②選択した表示方法に一覧が切り替わって表示されます。表示された記録は、エクセル形式、PDFファイルで書き出すことができます。

- (3) 業務経歴の編集・削除
- ①「業務経歴記録一覧」で「操作」欄の「編集」ボタンをクリックします。





②「業務経歴記録の編集」画面で選択した記録の内容が表示されます。編集が完了した ら、右下の「入力確認」をクリックすると編集結果が表示されます。



- ③内容を確認して「編集完了」をクリックすると「編集結果が保存されました」と表示されます。「キャンセル」をクリックすると「業務経歴記録一覧」に戻ります。
- ※「キャンセル」した場合、編集内容は反映されず、編集前の記録が表示されます。
- ④記録を削除する場合は、「操作」欄の「削除」ボタンをクリックすると、「〇〇〇(選択した記録の日付)の業務経歴記録を削除しますか?」と尋ねられます。「はい」をクリックすると記録が削除されます。「キャンセル」をクリックするとそのまま「業務経歴記録一覧」に戻ります。

# [参考資料1]

#### 【プログラムの対象教育分野】

CPDプログラムの対象教育分野は、次の4つに分類されます。※別表-1参照

- I. 基礎共通分野:基礎的な共通一般に関するもの
- Ⅲ. 専門技術分野A:発注関係事務に携わる者として必要な専門的知識・技術に関する もの
- Ⅲ. 専門技術分野B:建設技術関係者に必要な各分野毎の専門的知識・技術に関するもの
- Ⅳ. その他分野: I~III以外に関するもの

# 【教育形態】

CPDプログラムの教育形態については、以下の4つのパターンに分類されます。

- ①参加学習型(講習会、研修会での受講、講演会、シンポジウム等での聴講、及び現場見 学会等への参加)
- ②情報提供型(論文等の発表、技術指導等)
- ③実務学習型(発注関係事務の実務経験)
- ④その他(その他の実務経験、学会誌購読等の自己学習等)

# 【CPD単位と重み係数】

CPD単位の算定は、CPDの教育形態により、実際に費やした時間数、日数、件数、編数等の内容に応じた独自の「重み係数 (CPDF)」を掛けて算定することを基本とします。

# CPD単位=CPD実施時間等×重み係数(CPDF)

- ・CPDの教育形態と単位、重み係数については別表-2を参照
- ・CPD単位及び重み係数(CPDF)は、対象者、教育形態及び内容を勘案した上で、 必要に応じて変更

# 【推奨取得単位数】

推奨する取得CPD単位数は1年間で25単位以上です。

別表-1 プログラムの対象教育分野

	教育分野			
I	基礎共通分野	共通一般	技術者倫理、地球環境問題、技術	記号 A
			史、一般科学等	
		教養・その他	一般法令(専門技術分野に関するも	В
			の以外)、語学、プレゼンテーション力、	
			コミュニケーション力、社会・経済学等	
П	専門技術分野A	入札・契約等	入札・契約制度、総合評価落札方	С
			式、PPP、PFI、CM、PM等	
		設計積算	仕様書及び設計書の作成、積算	D
		監督・検査	工事監督、工事検査	Е
		上記関連法令等	入札・契約適正化法、品確法等	F
Ш	専門技術分野B	河川分野	河川、ダム、砂防、海岸等の調査・	G
			計画から施工、維持管理、防災等に	
			関するもの	
		道路分野	道路、橋梁等の調査・計画から施	Н
			工、維持管理、防災等に関するもの	
		都市分野	都市、公園等の調査・計画から施	I
			工、維持管理、防災等に関するもの	
		住宅分野	住宅、建築(営繕含む)等の調査・	J
			計画から施工、維持管理、防災等に	
			関するもの	
		上下水道分野	上下水道の調査・計画から施工、維	K
			持管理、防災等に関するもの	
		港湾・空港分野	港湾、空港、漁港の調査・計画から	L
			施工、維持管理、防災等に関するも	
			D	
		総合企画分野	国土計画、地域計画、技術企画等に	M
			関するもの	
		環境保全	景観、環境アセスメント、環境調	N
			查、廃棄物等	
		その他	鉄道、機械、電気・通信、農業農	Ο
			村・森林整備等に関するもの	
IV	その他分野	その他	リスクマネジメント、ISO等、上	Р
			記以外で全建が認めたもの	

別表-2 教育形態とCPD単位

別衣一 2 教育形態と		ノギル	T	1	1
					年間取
教育形態	番	   内容	重み係数	単位	得単位
(大百/D)总	号	14	(CPDF)	+-112	数の上
					限値※
講習会、研修会、講	1	講習会、研修会等の受講	1	時間注2	
演会、シンポジウム		(WEB配信 <sup>注1</sup> を含む)			_
等への参加	2	講演会、シンポジウム等の聴講			
		(WEB配信 <sup>注1</sup> を含む)			
	3	現場研修会への参加	0.5	時間注3	_
論文等の発表	4	口頭発表	0.1または $0.2$ <sup>注4</sup>	分	_
	5	口頭発表 (ポスターセッション)	2	発表	
	6	論文発表(査読付き)	10	編 <sup>注5</sup>	_
	7	論文発表(査読なし)	5	編 <sup>注5</sup>	_
	8	技術図書の執筆	0.5	頁	_
内部研修	9	組織内研修(プログラムが明確	0.5	時間	10
		なもの) <sup>注6</sup>			
技術指導	10	講習会等の講師 <sup>注7</sup>	2	時間	_
	11	組織内研修等の講師	1	時間	10
	12	論文等の査読 <sup>注8</sup>	2	編	_
発注関係事務(P34	13	公共工事の発注関係事務(補助	$1$ または $2^{注12}$	件	10
[参考]参照。なお、		業務を含む)において、新たな取			
業務についても工		り組みや工夫等を行ったもの <sup>注10</sup>			
事に準ずる) の実務	14	公共工事の調査・設計業務の発			
経験 <sup>注9</sup>		注関係事務において新たな取り			
		組みや工夫等を行ったもの注11			
その他	15	特許取得 (発明者に限る)	10 注 13	件	_
	16	外部機関からの表彰(個人) 注14	5	件	_
	17	委員会等出席	$1$ または $2^{注15}$	時間	_
	18	災害調査(テックフォース、リエ	10	件	10
		ゾン、ボランティア等含む)、研			
		究調査、国際機関への技術協力			
		等への参加			
	19	技術資格の取得 <sup>注16</sup>	5または10	1 資格	10
	20	自己学習(学協会誌購読等注17)	0.5	時間	10

<sup>※「</sup>年間取得単位数の上限値」の「年間」とは、**4月1日から翌年3月31日** 

- 注1:WEB配信(オンデマンド、ライブ)については、建設系CPD協議会加盟団体が主催 又は認定するプログラム並びに行政が主催するものを対象とする。それ以外のものは、 「21. 自己学習」を適用する。なお、WEB配信のプログラムは、記録登録の承認時に 「受講証明書」等、エビデンスの提出を必須とする。
- 注2:0.5 時間(30分)単位を最小とし、それ未満は切り捨てとする。 (以下、時間単位のものは同様)
- 注3:現場や事業に関する説明を伴わない移動時間を除く。
- 注4:法人格を持つ学協会での発表を0.2/分とし、それ以外での発表については、0.1/分と する。またどちらも1発表あたりの上限を5単位とする。
- 注5:連名、共著の場合はその人数で除した数とし、少数点以下は四捨五入する。
- 注6:業務上の対応・確認・打合せ等は対象外とする。
- 注7:行政、学協会、教育機関等から依頼を受け、対外的に講演を行うものを対象とする。 本人が所属する機関が主催する対外的な講習等での講演については、「12.組織内研修等 の講師」を適用する。
- 注8:学協会が依頼したものを対象とする。
- 注9:PPP、PFI事業の発注に係るプロポーザルの審査やCM業務の発注に関する審査を 含む。
- 注10:新たな入札契約方式(「新たな」とは、当該発注機関において、初めて導入したものをいう。)の導入や総合評価落札方式等において工事の性格や地域の実情等に応じた独自の評価方法を採用した事例や新技術・新工法等を積極的に活用した発注事例を対象とする。 (工夫等の内容について自己登録時に明確に記述すること)
- 注11: プロポーザル等において、業務の特徴等を考慮して特定テーマを設定する等の工夫をおこなった事例等を対象とする。(工夫等の内容について明確に記述すること)
- 注 12:発注機関における指導的立場\*\*及び補助業務における管理技術者の場合は、2/件とし、 発注機関の担当者及び補助業務の担当技術者の場合は、1/件とする。(※指導的立場と は、発注機関における本庁・本局の課長補佐以上、出先機関の課長以上をいう。)
- 注13:共同発明の場合はその人数で除した数とし、少数点以下は四捨五入する。
- 注14:外部機関から個人が表彰されたものとする。
- 注 15:公的機関等の審議会・研究会、学協会等の委員会・研究会を対象とし、議長・委員長の場合 2/時間とする。委員・幹事等の場合は、1/時間とする。
- 注 16:申請は年間 1 資格 (10/年まで) とし、次の資格を指定技術資格とする。 技術士、1級土木施工管理技士、特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技 術者、RCCM、公共工事品質確保技術者、一級建築士、一級建築施工管理技士 指定技術資格以外の技術資格は、5/資格とする。(技能資格は対象外)
- 注17: 学協会誌購読については、1冊ごとに入力し、1冊あたり2時間を上限とする。学んだ内容、得た知識等について、感想・意見を交えて自身の言葉で具体的に記載する。

「参考」「発注関係事務」については、品確法第7条による

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。(以下略)

# ープログラム主催者の方へー

#### 【プログラムの認定について】

CPDプログラムは、全建が主催するもののほかに各学協会等が主催するプログラムについても、所定の申請書を提出し、審査を受けることで認定することとしています。 ※建設系CPD協議会加盟団体は、申請の必要はありません。

1) 認定プログラムの内容

(※認定プログラムについては教育形態の1~3のみを対象とします。)

全建が認定するプログラムは、原則として下記①~④に示すいずれかの内容に該当することを前提とします。

①制度・技術動向:新しい制度・技術の動向の理解に役立つ内容

- ・公共事業等における最新の知識、事例等を提供することができる。
- ・公共事業等に関連する新技術・新情報を提供することができる。
- ②社会性:建設技術関係者を取り巻く状況の理解に役立つ内容
- ・建設技術関係者の位置付け、社会環境の変化との関連に対する理解を深めることが できる。
- ・建設技術関係者の信頼性の向上とその役割等の理解を深めることができる。
- ③総合性:建設技術関係者が携わる関連分野の理解に役立つ内容
- ・建設技術関係者に必要とされる関連分野の基礎知識、技術、考え方等を提供することができる。
- ・公共事業等に携わる立場として、総合的な見識を養うなど、建設技術関係者の育成 に資する内容を提供することができる。
- ④倫理性:建設技術関係者としての倫理観の涵養に役立つ内容
- ・建設技術関係者として自ら判断し、行動できる倫理能力の涵養に資する内容を提供 することができる。
- ・倫理全般を対象に建設技術関係者として保有すべき事項に関わる理解を促すことができる。

#### 2) プログラムの認定基準

#### ①主催者

官公庁、公益法人、大学、公共機関等、信頼のおける団体と認定できる組織であること。

#### ②認定基準

提出された申請書及び添付資料(提出された場合)を基に以下に示す事項が適切に 記載されていることが確認できる場合に認定を行います。

- ・学習の目標や目的、期待する効果
- ・対象とする技術者のレベル
- ・教育手段(講義・講演、演習、実習など)
- •講師氏名、所属
- ・プログラムに対する自己評価の実施(参加者アンケート等)
- 教材内容(パワーポイント、映像、テキストなど)
- •会場、定員
- ・営利目的でないこと
- ・対象者を限定していないこと(組織内講習会等は不可)
- 3) プログラム認定申請手続
  - ①全建ホームページ「全建CPD (継続学習)制度」のページより「プログラム認定申請書」(様式-5)をダウンロードし、必要事項を記入の上、プログラムの詳細がわかるもの(パンフレット等)があれば併せて全建事務局CPD担当宛に開催日の1ヶ月前までにお送りください。(郵送又は電子メール)※P22「(5)各種料金の振込先等」参照
  - ②全建で審査の上(※必要な場合はCPD制度運営委員会で審査を行います。)、結果を申請者にメールで通知します。なお、認定の有効期限は1年です。毎年開催するプログラムについては、その都度申請が必要となります。
  - ③プログラム認定申請料は、1プログラムにつき 3, 000円(税込)です。 ※但し、全建の地方協会主催のものは無料
  - ④認定されたプログラムは、全建ホームページに掲載されます

#### [参考資料2]

# 【CPD制度に関するQ&A】

- 1. CPD制度全体について
  - Q1 全建の会員でないと利用できないのでしょうか?
  - A 1 利用者登録することで、会員でなくても利用できます。但し、全建の会員(正会員及び特別会員)と品確技術者以外の方は、利用者登録料とシステムの利用料が必要となります。
  - Q2 全建のCPD制度の特徴を教えてください。
  - A 2 全建のCPD制度では、全建会員の多くを占める公務員技術者の方々が品確法の 改正により、発注者としての責務を確実に果たすことが求められていること等に も配慮して「入札・契約」や「設計積算」「監督・検査」といった独自の教育分 野を取り入れているほか、教育形態においても「発注関係事務の実務経験」等を 取り入れたものとなっています。

#### 2. 利用者登録について

- ○利用者番号、パスワードについて
  - Q3 利用者登録申請をしましたが、利用者番号、パスワードが送られてきません。
  - A 3 登録したメールアドレスが間違っていることが考えられます。全建事務局までお 問い合わせください。なお、事務処理の都合上、申請から(メールで申請の場 合) 1 週間程度お時間をいただく場合があります。
  - Q4 利用者番号、パスワードを忘れてしまいました。
  - A 4 パスワードだけの場合は、Webシステムのログイン画面にある「パスワードをお忘れの方」から再発行の手続きができます。利用者番号をお忘れの方は、 全建事務局までお問い合わせください。

(TEL:03-3585-4546、電子メール:zkcpd@zenken.com)

#### 3. CPD記録の自己登録について

- ○登録可能な記録について
  - Q5 自己登録は、いつの学習記録から登録が可能ですか?
  - A 5 利用者登録した年度から4年度遡って自己登録することができます。令和6年度に利用者登録した場合は、令和2年度(令和2年4月1日以降)のものから登録が可能です。但し、記録登録の承認については、1年以上遡ることができるのは、利用者登録初年度内のみとなりますのでご注意ください。それ以降は、申請日を起算日とした過去1年間の記録が対象となります。

- Q6 他の学協会での学習記録を移動して自己登録することはできますか?
- A 6 可能ですが、各団体毎に取得できるCPD単位、重み係数等が異なるため、学 習形態によっては取得できる単位数が変わる場合があります。

#### 4. CPD記録の閲覧・修正について

- Q7 学習記録の閲覧は何年前まで可能ですか?
- A 7 利用者登録した年度から遡って4年度前の年度から閲覧可能です。 2 0 1 6 (平成28) 年度に利用者登録した場合、2 0 1 2 (平成24) 年度から閲覧可能です。
- Q8 学習記録は修正できますか?
- A 8 自己登録した学習記録は、Webシステム上で修正が可能です。但し、登録の承認を受けた記録は修正できなくなります。

#### 5. CPD記録登録の承認・証明について

#### ○対象期間について

- Q9 CPD記録登録の承認は、対象となる期間に制限はありますか?
- A 9 C P D 記録登録の承認については、1年以上遡ることができるのは、利用者登録 初年度内のみとなりますのでご注意ください。(但し、申請は1年度単位での申 請となります。) それ以降は、申請日を起算日とした過去1年間の記録が対象と なります。

#### Oエビデンスについて

- Q10 受講証明書が発行されないプログラムを受講した場合の証明はどのようにすれば よろしいでしょうか?
- A10 プログラム内容(講演内容・講義実時間)が確認できる資料やテキスト、式次第等(主催者発行のもの)最小限のエビデンスをご自身で保管しておいてください。なお、WEB配信のプログラム(e-ラーニングを含む)については、「受講証明書」等の提出が必須となります。
- Q11 社内研修、自己学習の記録についての証明はどのようにすればよろしいでしょうか?
- A11 社内研修については基本的には、所属企業・団体等における上司の方の証明があれば結構です。研修で使用したパワーポイントや資料などがあれば、それらもご用意ください。なお、記録の登録時には内容についての感想等を必ず記入してください。自己学習についても、利用者の方が自己登録時に記入する学習記録内容に基づいて確認・承認を行うため、同様に必ず内容についての感想等の記入をお願いします。

- 6. CPDプログラムについて
  - ○「発注関係事務の実務経験」について
    - Q12 「公共工事」の範囲はどこまでを示しているのでしょうか?
    - A12 ここでの「公共工事」は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第2項に規定するもの、及び日本下水道事業団、地方三公社(道路公社・住宅供給公社・土地開発公社)が発注する建設工事をいいます。
    - Q13 「新たな取り組みや工夫等を行ったもの」が対象ということですが、具体的には どのようなものが認められるのでしょうか?
    - A13 例えば以下のようなものです。

#### 【工事発注者の場合】

・事業者の選定における総合評価落札方式について、工事の性格や現場条件に配慮して独自の方式を採用したり、情報化施工等の新工法・新技術を積極的に活用した発注事例等

#### 【補助業務の受注者の場合】

・新技術を活用した検査事例やその他、積算、現場管理等の業務内で通常の手法とは 異なった新たな取り組み、工夫等をしたもの

## 【業務発注者の場合】

- ・プロポーザル方式において、業務の内容等を考慮して工夫した特定テーマを設定し た事例等
  - ※具体的な事例については、今後運用の中で順次お示ししていくこととしています。

# 〇月刊「建設」について

- Q14 全建の機関誌月刊「建設」を読むことは自己学習になりますか?
- A14 自己学習として登録可能です。登録に当たっては、学んだことにより得た知識等についての感想・意見等、自身の言葉で必ず記入してください。なお、1号当たり2時間を上限とし、1号ごとに登録してください。(他の学協会誌、日経コンストラクション等も同様)

#### 〇品確技術者の登録更新講習について

- Q15 品確技術者の登録更新講習は、全建のCPDの対象になりますか?
- A15 品確技術者の登録更新講習は、3年毎の登録更新時に必須条件としているため、 CPDの対象としていません。

# OWEB配信のプログラムについて

Q16 WEB配信のプログラムは、全建のCPDの対象になりますか?

A16 建設系CPD協議会加盟団体が主催又は認定するプログラム並びに行政が主催するものが対象となります。それ以外は、全て「21. 自己学習」を適用します。但し、WEB配信のプログラムについては、記録登録の承認申請時に「受講証明書」等、エビデンスの提出が必須となります。「受講証明書」等、受講を証明するものが発行されないものについては、対象外となります。

#### 7. 業務経歴記録について

- Q17 業務経歴について全建で証明してもらえるのでしょうか?
- A17 業務経歴記録機能については、利用者の方が自身の業務経歴を記録するためのサービスとして提供しているものであり、記録内容について全建で証明は行っておりません。
- 8. CPDプログラムの認定について
  - Q18 全建でプログラムを認定してもらえるのでしょうか?
  - A18 主催者が希望する場合には、審査の上プログラムの認定を行います。「CPDプログラム認定申請書」(様式-5)に必要事項を記入して申請してください。

#### 9. その他

- ○システムの不正ログインについて
  - Q19 ログイン時に表示された前回ログインの日時にログインした覚えがないのですが、 どうしたらいいでしょうか?
  - A19 他の人がログインした可能性があります。安全のためにパスワードの変更をお 勧めします。

# CPD(継続教育)ガイドブック

平成28年 4月 第1版

平成28年 7月 第1版(一部 追記)

平成30年 4月 第2版

令和 7年 4月 第3版

一般社団法人 全日本建設技術協会 CPD事務局 〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-13 キーストーン赤坂ビル

TEL:03-3585-4546 FAX:03-3586-6640

E-mail:zkcpd@zenken.com